

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等駐車場条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「又は原動機付自転車」を「、原動機付自転車又は小型自動二輪車」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小型自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。

(2) 第15条第3項第2号、第17条第1項第2号及び別表2中「原動機付自転車」の次に「及び小型自動二輪車」を加える。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条及び第15条第3項の改正規定は平成30年9月1日から施行する。

2 有料駐車場における小型自動二輪車の定期利用に係る承認の手続、利用料金の支払手続その他小型自動二輪車の定期利用に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

自転車等駐車場に駐車できる自転車等の種別に小型の自動二輪車を加えるため、本案を提出する。